官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（**総務**八八）　一
○競馬法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**五〇）　四
○経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令（**経済産業**六一）　五
〔その他告示〕
○国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が納付受託者を指定した件（**厚生労働**二六四）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**八三四～八三七）　六
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一五、一六）　六
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一八九）　六
○道路に関する件（**近畿地方整備局**九九～一〇一）　六
○道路に関する件（**中国地方整備局**七五）　七
○道路に関する件（**九州地方整備局**七七）　七
〔国会事項〕
内閣　法務省　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　七
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　七
〔官庁報告〕
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（東京都公安委告示配二）　七
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（大阪府公安委告示配一）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、有権者申出方関係　八
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他

省令

○総務省令第八十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十二条第二項第二号ハの規定に基づき、総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十四日　総務大臣　林　芳正

総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の一部を改正する省令

総務省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令（令和五年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（構成設備） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 ［一～六　略］ （構成設備に関する事項） **第十四条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一～六　略］	（構成設備） **第十三条**　法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであって特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの（以下「構成設備」という。）は、次の各号に掲げる特定重要設備の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。 ［一～六　同上］ （法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの） **第十四条**　法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。 ［一～六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和八年法律第三十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○農林水産省令第五十号

競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）第三条及び第二十条第一項の規定に基づき、競馬法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十四日　農林水産大臣　鈴木　憲和